## 平成17年度弁理士試験論文式筆記試験問題

## [意匠法]

## 【問題】

甲は、アタッシュケースの取手部分に係る部分意匠**イ**を自ら創作し、**イ**について、意匠に係る物品を「アタッシュケース」とする部分意匠の意匠登録出願**A**をした。この場合に関し、以下の問に答えよ。

- (1) **甲**は、**イ**の創作と同時に、**イ**をデザイン修正したアタッシュケースの取手部分に係る部分意匠**口**を創作していた。**甲**は、**A**の出願の日の翌日、**イ**について意匠権を取得するのみでなく、**口**又は**口**を一部に含む意匠についても意匠権を取得すべきと考えた。この場合において、**甲**としてとり得ると考えられる手続、及び**甲**が意匠登録を受ける可能性について論ぜよ。なお、**イ**と**口**は形態(形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合)が類似するものとする。
- (2) **甲**は、**イ**について部分意匠としての意匠登録を受けた後、**イ**に係る取手部分を有するアタッシュケースを製造販売している。一方、**乙**は、消費者から使用済みの商品を買い取り、必要に応じ改造を加えたうえでそれらを中古品として販売する事業を経営している。**乙**は、**甲**が販売した上記アタッシュケースを購入・使用した消費者から、当該アタッシュケースを買い取り、その取手部分を取り外して、別の消費者から買い取ったスーツケース(**甲**のアタッシュケースに比べ約3倍の大きさがある。)に取り付け、そのスーツケースを店頭で販売した。**甲**は、**乙**のかかる行為につき、**甲**の**イ**に係る意匠権の侵害にあたる旨の警告状を**乙**に対して発した。この場合において、**乙**から**甲**に対しどのような反論が予想されるか、及び**乙**の反論に対して**甲**はどのような主張をすることが考えられるかを論ぜよ。

【100点】